

◇◇ 二国間クレジット制度(JCM)のプロジェクト展開に向けて ◇◇

地球温暖化問題に関する国際的な枠組み「気候変動枠組み条約」に基づく2014年の締約国会議(COP20)が12月に開催される。1997年の京都議定書から17年の年月が経過するなか、日本は、2008年～2012年の第一約束期間では6%削減という目標のもと、さまざまな排出削減対策や再生可能エネルギー技術の開発・導入などを進めてきた。また、排出削減の目標を達成するための手段として排出削減クレジットを生み出すクリーン開発メカニズム(CDM)や排出権取引などの市場メカニズムを活用してきた。しかしながら、第二約束期間(2013年～2020年)では、削減目標を持たずに、自主的な削減に取り組むこととなっている。

そこで、日本政府は、途上国における温室効果ガスの排出削減に貢献するため、途上国の状況に柔軟かつ迅速に対応しつつ、優れた技術を途上国に移転し、排出削減を実現できる仕組みとして「二国間クレジット制度(JCM)」を提案している。この制度は、二国間協定を締結した途上国に対して、温室効果ガスの削減に貢献できる技術・製品・システム・サービス・インフラなどの普及を通じ、日本の貢献度を定量的に評価し、削減成果として活用することを目的としている。

これまでに、日本政府は、JCM制度を実現させるため、途上国との制度構築およびプロジェクト開発の両面で精力的に取り組んできた。2011年から途上国との協議を個別に重ね、2014年10月現在、12カ国と二国間文書に署名するとともに、2013年度までに実施してきたJCMプロジェクトの案件発掘やフィージビリティ調査、実証・導入補助などの支援は250件以上になる。

しかしながら、JCMプロジェクトをゼロから発掘し、実行することは容易ではない。途上国にとっては、温室効果ガスの削減がプロジェクトの主目的ではなく、あくまで都市開発や産業振興などが重要な課題であり、途上国のニーズに対応しなければ受け入れられない。一方、JCMプロジェクトに取り組む日本企業にとっては、事業可能性だけでなく、途上国の経済や政治などのリスクを踏まえた投資判断が必要であり、フィージビリティ調査を行った結果、JCMプロジェクトの実行を断念するというケースも少なくない。

そこで、ゼロからの発掘ではなく、すでに事業化に取り組んでいる投資案件をJCMプロジェクト候補として検討するというアプローチも有効ではないか。近年、途上国での事業展開を強化する企業も多く、官民をあげたインフラ整備などの日本の取り組みが活発化していることから、途上国における投資案件の関係者の連携強化を図ることによって、実現可能性の高いプロジェクトを発掘しやすくなることが期待できる。

公共政策および民間事業の双方で調査・コンサルティングを手がけているNRIとしても、JCMプロジェクトの発掘・実現に貢献していきたい。

平成26年11月 社会システムコンサルティング部 科野 宏典